

## 平成24年度第1回京都市男女共同参画審議会摘録

<日 時> 平成24年6月26日(火) 午前10時～正午

<場 所> 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」4階 男女共同参画推進ルーム

<出席者> 委員 井上 啓子(市民公募委員)  
委員 岡本 哲也(日本労働組合総連合会京都府連合会副事務局長)  
委員 尾嶋 史章(同志社大学社会学部教授)  
委員 表 真美(京都女子大学発達教育学部教授)  
委員 小島 翔(市民公募委員)  
委員 田端 泰子(京都橘大学名誉教授)  
委員 中森 迪子(㈱ワコール人事部給与・システム課長)  
委員 西脇 悦子(京都市地域女性連合会会長)  
委員 三山 雅子(同志社大学社会学部准教授)

<五十音順 敬称略>

<傍聴者> 1名

<議 題> 1 審議会役員の選任(会長, 副会長)  
2 第4次男女共同参画推進計画「きょうと男女共同参画推進プラン」重点分野の進捗状況について

<内 容>

### 1 審議会役員の選任(会長, 副会長)

以下のとおり決定した。

会長: 田端泰子委員

副会長: 表真美委員, 西脇悦子委員

### 2 第4次男女共同参画推進計画「きょうと男女共同参画推進プラン」重点分野の進捗状況について

#### (1) DV対策の強化

○ DV相談支援センターでの相談件数の多さに驚いた。例えば障害をお持ちの方などの対応は福祉事務所と連携されていることと思うが、相談を一度受けた方へのあとのケアなどはどうなっているのか。2泊3日の短期間の保護(市のシェルター)だけでは解決できないのでは。(委員)

● 2泊3日のシェルターでの保護だけでは対応が難しいことは実感している。

府の一時保護所(法に基づく施設)への入所は府の判断で行われており、京都市としては2泊3日中に被害者の家族や友人の力を借りて次の生活につなげるよう努力している。

障害者虐待防止法がこの10月に施行されることに伴い、これからも福祉事務所や保健センターとのつながりは不可欠であると考えている。(事務局)

- 福祉事務所などの行政機関などを通さずに直接相談してくる例はあるのか（委員）
- 直接の相談が一番多い。市で作成しているパンフレットなどの広報物を見てセンターの情報を得ている方が多く、今後も啓発に力を入れたい。（事務局）
- 名刺大のパンフレットをATMやスーパー、コンビニなどにさりげなく置くのいいのではないか（委員）
- 参考にさせていただく。（事務局）
- DV優先枠の市営住宅の入居実績が2件ということだが、少なくないか（委員）
- DV優先枠の入居は今年の1月から開始したばかりで、被害者が住みたい地区の募集がないという問題がある。一方、区役所における住民票の閲覧制限をするためのDV相談の証明書については、センター開所以降、多数発行している。（事務局）
- 行政の支援だけでは限度があるので、民間の力もかりるべきである。それぞれの得意分野、子育て支援、住居支援などできる範囲で支援できる仕組みをつくるべきである。（委員）
- 経済的暴力というのがあるが、経済的支援などは行っているのか。（委員）
- ハローワークなどへの同行や生活保護申請への同行などの支援は行っている。（事務局）
- 経済的自立は生活を立て直すうえで欠かせない。（委員）
- 一時保護を市もやったらどうか。またDVの啓発セミナーなどを実施しても参加する方はDV被害者やその関係者ばかりである。一般の方への啓発にも力を入れてほしい。（委員）
- 市のシェルターに入る費用などはどのようになっているのか。（委員）
- 京都市のシェルターの場合は、部屋代は市が負担している。生活費は個人の負担となるため、生活困窮者には生活保護につないでいる。（事務局）
- 府の一時保護施設に入る基準というのはどうなのか。（委員）
- 切迫度がひとつに基準である。府の一時保護施設の場合、一度入るとそこから仕事に通う、通学する、携帯を使用するなどができなくなる。（事務局）

## （2）真のワーク・ライフ・バランス推進計画

- 職場環境整備への補助金制度を創設ということだが、具体的にはどのような内容か。（委員）
- 子育て・介護の両立支援のための制度設計、超勤縮減の取組など幅広い職場環境改善を想定している。具体的にはそのために社会労務士などを雇用してもらうための費用を想定している。（事務局）
- 組合としては、働き続けられる環境をどのように維持するかが重要であると考えている。101人以上の規模の企業では、次世代育成支援対策推進法により子育ての計画を提出することが義務づけられていることから一定制度設計は子育ての分野ではできているが、100人以下の企業では制度自体がない。100人以下の企業への支援に力を入れてほしい。（委員）
- 今回の補助金制度の対象は300人以下の中小企業であるが、100人以下を主なターゲットとして考えている。どのように企業にインセンティブを与えるかが重要である。（事務局）
- 京都市のWEBサイト「京のまち企業訪問」というのがあるが、若い人にどのように企業の取組を見てもらうかも重要である。大学との連携も進めてほしい。（委員）
- 企業にメリットがあることを積極的にPRしていくべきである。（委員）
- 企業としては、どのように取り組んだらいいかわからない面もあるかと思うので、ワーク・ライフ・バランスに取り組む優秀企業の体験談をDVDなどにして先進事例をPRしては

どうか。(委員)

- 参考にさせていただく。(事務局)
- 若者への啓発ということでは、「未来の担い手・若者会議U35」の立ち上げに際してはどのように若者へ啓発したのか。(委員)
- U35の会議については、すでに様々な分野で活躍されている若者を中心に声をかけさせていただいたと記憶している。(事務局)
- 「真の」というのは、ワーク・ライフ・バランスの次のステップにあるのではないか。どう連携させるのが難しい。ワーク・ライフ・バランスをして余暇ができたので遊びに行くというのではだめなわけである。長期の計画なので、最初の5年にワーク・ライフ・バランスの考え方を広め、「真の」については、残り5年で次のステップとして取り組めばいいのでは。(委員)
- おっしゃるとおりであり、すでに取り組んでいる地域コミュニティの活性化や市民活動支援の両サイドから取組んでいけないかと考えている。参考にさせていただく。(事務局)

### <その他報告>

事務局からの報告

- ・第4次男女共同参画推進計画「きょうと男女共同参画推進プラン」平成24年度推進計画について
- ・京都市審議会等における女性委員の割合について